

(1) コロナ禍における学校の現状と課題

資料 1 - ①

○児童生徒の感染状況（6月～11月12日）

| 感染者数 | 有症者数 (※) | 感染経路判明 | | | 感染経路 不明 |
|------|-------------|--------|-------|----------------|------------|
| | | 家庭内感染 | 学校内感染 | 家庭・学校 以外の活動 | |
| 6 | 4 | 5 | 0 | 0 | 1 |

(※) うち重症者は0人

- ・これまでの保健所の疫学調査では、学校の感染対策と本人の行動歴から、校内での教育活動における感染拡大の可能性は低いと判断されている。
- ・教職員の感染者は現在無し。

○通常時における学校の対応

- ・学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」に沿って対応。

| | |
|-----|--|
| 登校後 | <ul style="list-style-type: none">・健康観察票から児童生徒の体温を含め、体調をチェック。・登校したらまず手洗いを行わせる。 |
| 授業 | <ul style="list-style-type: none">・身体的距離を確保した座席配置。マスクの着用。換気の徹底。・特別教室（音楽室、理科室、図書室等）に入る前には手洗いを行わせる。・調理実習では、下準備は家で済まし、グループでの活動の時間を短縮。 |
| 給食 | <ul style="list-style-type: none">・全員前を向き、おしゃべりせずに食べるように指導。・食事前だけでなく、食事後も手洗いを行わせる。 |
| 休憩 | <ul style="list-style-type: none">・休憩する時間をずらし、靴箱、手洗いで密を避ける。・休憩後、教室に入る前には手洗いを行わせる。 |

- ・手洗い場の工夫
 - ・蛇口をひねるタイプから、レバー式へ変更。
 - 密を避けるため、手洗いの立ち位置や、並ぶ位置を足形で示す。
 - 休憩終了前には手洗いの歌を流し、手洗いを啓発。
- ・大勢が触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ等）については、1日1回消毒を行う。

○学校行事における対応

| | |
|------|--|
| 運動会 | <ul style="list-style-type: none">・種目を精選し、時間を短縮。・例年通りの開催で密が予想される学校については、観客の人数制限（あらかじめ登録された方のみ入場）や、時間差による開催（低学年、中学年別等）。・校門での検温、名簿のチェック。（PTAの協力） |
| 修学旅行 | <ul style="list-style-type: none">・小学校、中学校は紀南方面へ行先を変更。・2週間前からの徹底した健康観察。・旅行先での1日数回の検温。・旅行会社、旅館と連携して感染防止対策を徹底。 |

○感染者が確認された時の対応

- ・保健所、教育委員会、当該校の三者で連携し対応。

| | |
|--------------|--|
| 感染者 濃厚接触者 | <ul style="list-style-type: none"> ・感じたことのない不安・心配に襲われることを十分理解し、寄り添った対応を心がける。 ・児童生徒の健康観察や、学びを保障するため、学習用端末等を貸し出し、オンラインでのサポートを実施。 |
| 他の 児童生徒 | <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症について正しく理解させる。 ・新型コロナウイルス感染症に関連する差別や偏見について考え、適切な行動をとることができるように指導する。 ・不安を抱く児童生徒の心のケアを行う。 (丁寧な健康観察やSC等による支援) |
| 保護者 | <ul style="list-style-type: none"> ・ぐるりんメールや電話を通じ状況を説明するとともに、個人情報保護や、人権に配慮した対応等について周知。 |

○寄せられた保護者の声

- ・ 1学期・・・「感染が確認された児童生徒を公表してほしい。」
「消毒の体制は大丈夫なのか。」
「感染が不安なのでしばらく欠席させたい。」等の問い合わせが多数あった。
- ・ 最近の傾向・・・問い合わせの件数や、不安による欠席も少なくなっている。

○コロナ禍に起因する相談件数（子ども支援センター）

- ・ 電話相談・・・4月8件 5月10件 6月5件 7月5件 8月3件 9月3件
- ・ 来所相談・・・6月2件 8月3件

○感染者が確認された時に備えて、教育委員会からの周知

- ・ 感染が確認された場合の対応についてシュミレーションができるよう、校長会で感染者が確認された事例を紹介。また、日ごろから全ての教育活動を通じて人権教育を行うよう指導。
- ・ 新型コロナウイルス感染症に関係した教材、相談窓口の紹介。

○今後の課題

- ・ 引き続き、学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル「学校の新しい生活様式」を徹底。
- ・ インフルエンザ等の他の感染症も増加する中における学びの保障。

(2) 学校におけるデジタル化の推進について

<学習支援について>

○国の方向性

「令和の日本型学校教育」の構築を目指して

～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～

(令和2年10月7日 中央教育審議会初等中等教育分科会 中間まとめ)

<これまでの実践と ICT との最適な組合せを実現する>

基本的な考え方

- ICT の活用にあたっては、新学習指導要領の趣旨を踏まえ、「主体的・対話的で深い学び」に向けた授業改善にどのように生かされるか、実践を深めていくことが重要
- ICT はこれからの学校教育を支える基盤的なツールとして必要不可欠であり、日常的な活用が必要であるが、教師と児童生徒との具体的関係の中で、教育効果を考えて活用することが重要
- 今般の新型コロナウイルス感染症のための臨時休業等に伴う遠隔・オンライン教育等の成果や課題については、今後検証を進める必要
- 対面指導の重要性、遠隔・オンライン教育等の実践による成果や課題を踏まえ、発達段階に応じ、ICT を活用しつつ、教師が対面指導と家庭や地域社会と連携した遠隔・オンライン教育とを使いこなす（ハイブリッド化）ことで、個別 最適な学びと協働的な学びを展開

○和歌山市の教育の情報化推進の取り組み

<和歌山市がめざす ICT 活用の姿>

全ての学級で、全ての教員が、全ての教科で、ICT を活用した教育を行い、全ての児童生徒に確かな学力を身につけさせる。

現状と課題

- 『教員の ICT 活用指導力調査』（文部科学省）

「ややできる」「わりにできる」と回答した教員の割合

| | | | |
|---------------|-----------------|-------------|-----------|
| 教材・指導の準備・評価 | 86.7%(和歌山市小中学校) | 85.1%(和歌山県) | 86.7%(全国) |
| 授業中の ICT 活用 | 73.8%(和歌山市小中学校) | 67.3%(和歌山県) | 69.8%(全国) |
| 児童・生徒の ICT 活用 | 74.6%(和歌山市小中学校) | 69.4%(和歌山県) | 71.3%(全国) |
| 情報モラルなどの指導 | 85.4%(和歌山市小中学校) | 81.4%(和歌山県) | 81.8%(全国) |

- 教材コンテンツや実践事例の共有が進んでいない。
- オンライン学習の操作方法に教員が不慣れ
双方向型でありながら一方的な授業となる傾向

実現に向けた取り組み

取り組み1 情報活用能力の育成と情報モラル教育の推進

施策1 情報活用能力の育成

施策2 情報モラル教育の推進

取り組み2 教員の ICT 活用指導力の向上

施策3 教材コンテンツや授業実践事例の共有

施策4 ICT 活用に関する各種研修の実施

取り組み3 校務の情報化

施策5 校務支援システムの活用支援

取り組み4 情報セキュリティの強化

施策6 セキュリティ対策の充実

(2) 学校におけるデジタル化の推進について

<子供の見守りについて>

① 子供をとりまく状況

OSNSを活用したいじめ等に関する相談受付 (H30年 夏季・冬季 計77日間実施)

| | | | |
|---------------|---|---------|------|
| 延べ相談対応件数 | 197件 | 友だち登録者数 | 204人 |
| 相談内容 (多い順) | 友人関係、学業・進路、心身の健康、不登校等 (いじめ(疑い含む)は5件) | | |

○メール連絡システム(ぐるりんメール)による不審者情報の提供

市内警察署からの不審者に関する情報をぐるりんメールで保護者に提供。

学校からの不審者情報の件数(平成27年度～令和元年度)

| | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 |
|-------|-----|-----|-----|-----|-----|
| 合計(件) | 170 | 109 | 141 | 141 | 151 |

○保護者の声

「共働き世帯が多くなり、登下校時間に留守になる傾向がある。また、不審者も多い世の中になってきた。登下校見守りサービスを導入してほしい。」

② IoTを利用した子供の見守りシステム

ランドセル等に取り付けたICタグを活用し、子供の位置や行動を把握することで、安心・安全確保の取組を支援する情報システム。登下校を確認するタイプや通学路のポイントの通過を確認する通学見守りタイプなどがあります。

| | A市 登下校確認タイプ | B市 通学見守りタイプ |
|--------|--|--|
| サービス内容 | <ul style="list-style-type: none"> 登下校時など、校門に設置されたICタグ読取装置近くをICタグが通過することで、登録先にメールで通知される。 保護者は子供が無事に登校したことや下校時間を知ることができる。 | <ul style="list-style-type: none"> 地域各所の見守りスポット(ICタグ読取装置)の近くを子供が通過することで、位置情報が記録される。 保護者は、見守りスポットの通過履歴を知ることができる。 |
| 利用料金等 | <ul style="list-style-type: none"> 月額380円で任意で加入。 利用者のみ登下校時にメールで通知がある。 無料期間を設定し、その後、希望者のみ有料サービスに切り替える。 | <ul style="list-style-type: none"> 有料利用(月額480円程度)の場合、保護者のスマホ等に位置情報のメールで通知がある。 無料登録の場合、有事の際は問い合わせにより履歴を確認することが可能。 |
| 導入設備 | <ul style="list-style-type: none"> ICタグを全員に配付。 (有料サービス希望者以外のICタグは返却) 電子タグ読取装置を校門へ設置する。 設置するために工事が必要である。 | <ul style="list-style-type: none"> ICタグ(ホイッスル型)を配付。 業者が地域各所に見守りスポットを設置。 スマホ等に専用アプリをインストールすることで人や車等が動く見守りスポットとして追加される。 |
| 実施対象主体 | <ul style="list-style-type: none"> 業者が主体で実施。 自治体は行政財産使用許可を認可。 対象は市内小学生。 | <ul style="list-style-type: none"> 自治体が業者と契約して実施。 教育委員会は学校との連絡調整を担う。 対象は市内小学生。 |
| 市 | 支出なし | 支出なし |

(3) 学級編成（少人数化）について

○学校選択制について

| | 小規模特認校制 | 隣接区域選択制 |
|-------|---|--|
| | 従来の通学区域は残し、特定の学校について、当該市町村どこからでも就学を認めるもの | 従来の通学区域は残したままで、隣接する区域内の希望する学校に就学を認めるもの |
| | A小中学校の場合 | B市の場合 |
| 就学条件 | <ol style="list-style-type: none"> 1 保護者及び児童生徒がともにA市内に居住していること 2 特任校の教育活動に賛同し、協力できること 3 保護者の責任と負担において、児童生徒を通学させることが可能であること 4 原則として卒業までの間、通学すること | <ol style="list-style-type: none"> 1 B市に居住し、翌年度の初めから市立小学校又は、中学校へ入学する新1年生。 2 隣接する中学校区内の学校から選択ただし、施設に余裕がない学校は除く 3 通学は徒歩又は公共の交通機関の利用を原則とし、遠距離通学の補助対象にはならない 4 入学後は、転居等やむを得ない場合を除き途中で変更できない |
| 募集定員 | 各学年若干名 | 各学校で施設に余裕がある限り、希望する家庭を受け入れる |
| メリット | <ul style="list-style-type: none"> ・少人数のよさを生かした教育 ・豊かな自然を生かした学習 ・豊富な地域教材 | <ul style="list-style-type: none"> ・通学区域を変更することなく、家から近い学校に通学が可能 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・保護者が学校により深い関心を持つ ・保護者の意向、選択、評価を通じて特色ある学校づくりを推進できる | |
| デメリット | — | <ul style="list-style-type: none"> ・学校の序列化や学校間格差が発生するおそれがある |
| | <ul style="list-style-type: none"> ・学校と地域とのつながりが希薄になるおそれがある | |